

あま市パートナーシップ条例（仮称）の趣旨等について

1 条例の趣旨・方向性

市民、地域自治組織、市民活動団体（NPO、ボランティア団体等）、事業者、市などの様々な活動主体が、パートナーシップ関係のもと、それぞれの役割と責任を果たしながら、相互に連携・協力してまちづくりに取り組むことを目指し、このために必要な基本理念や基本的なルールなどを定める条例を策定します。

条例に基づき、パートナーシップ関係に基づく協働のまちづくりを推進することで、あま市の総力を結集し、問題解決能力を向上させるとともに、地域のつながりや絆を強め、市民が「一生涯、住み続けたい」と思えるようなまちづくりを目指します。

2 協働のまちづくりの必要性

- (1) 画一的なまちづくりではなく、地域の特性を活かしたまちづくりを地域の自己決定、自己責任のもとに、主体的、自発的に行っていくことが地方分権の本来のあり方であり、特に、合併したあま市ならではの潜在能力を活かした一体感のあるまちづくりが必要です。

このためには、行政だけが担うのではなく、地域の構成員であり、当事者である市民やその他の主体がパートナーシップ関係のもとに力を結集し、様々な地域の課題に対して協働していくことが必要です。

- (2) 少子・高齢化という人口構造の変化や総人口の減少は、福祉の充実が一層求められる中、その公共サービスの提供を、誰がどのような形で担うのかという大きな課題を提示しています。

この課題に対処するためには、地域の様々な主体が、共に支えあい、知恵と力を出し合い、持続可能な形で、限られた資源を効率的・効果的に活用していく仕組みを構築していく必要があります。

3 条例とする必要性

- (1) 内規や要綱として協働のルール等を策定することも可能ですが、市民の代表である議会の審議を経て条例として制定することにより、市全体（市民、議会、行政）としての意思を明確にし、一過性のものではなく継続した制度や取り組みにすることができます。

- (2) 協働のまちづくりというテーマであるからこそ、条例の策定自体をオープンな形で、市民と協議を重ね、協働で行うことが不可欠です。